

第2回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 午後1時30分から午後4時20分
2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室
3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第6号 農地移動適正化あっせん譲渡候補者名簿登録申出について
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 農地改良届出について
- 議案第11号 農地改良届出に係る監督委員の変更について
- 議案第12号 非農地証明願について
- 議案第13号 糸島市農業経営改善計画の認定に伴う意見聴取について
- 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画

の決定について（所有権移転）

議案第15号 糸島市住宅に付属する農地の指定申請について

その他

- 1) 農地移動適正化あっせん申出てん末届について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせん申出取下げについて（報告）
- 3) 農地対策委員会A班報告について
- 4) 農業経営改善計画認定申請者一覧表（3月認定分の資料）
- 5) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局 それでは、西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、西原職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。

職務代理者 皆さん、こんにちは。本日、新しい農業委員会ができて初めての審議になると思います。また、新しい農業委員さんにおかれましては昨日研修を受けたばかりということで、わからない部分が結構あると思いますけど、わからない部分を含めましてどんどん活発に意見を述べてもらいたいと思います。

ただいまより第2回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は全員の委員が出席しております。本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしく申し上げます。

【農業委員会憲章唱和】

事務局 内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議 長 ——— 省 略 ———

それでは、議事録署名人の指名をいたします。増田耕一郎委員と田中正一委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局どうぞ。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第6号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」、ご審議をお願いいたします。

内容のほうを読ませていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上でございます。

議 長 ただいま事務局のほうより説明がありました第6号議案につきまして質疑を受けます。ありませんでしょうか。

ちょっと事務局、XXXXXXXXXXさんですけれども、年齢が82歳ということ
で年金等々の関係等は大丈夫なのか、そういったところも説明をお願いい

たします。事務局。

事務局

あっせんの譲受等候補者名簿の登録につきましては、あっせん基準並びにあっせん基準の内規というものを定めております。この内規を照らし合わせますと、特に年齢制限はございません。ただ、今、議長がおっしゃったように、農業者年金の経営移譲年金を受給されている方を除くということで、登録できる方につきましては一定規模以上の農業経営面積と、経営主もしくは後継者ということになりますので、今回登録の申し出につきましては内規上は登録可能だということでございます。以上でございます。

議長

発言されるときは、ご起立の上、自席番号と名前を言って質問をお願いいたします。

5 番

5 番の中園です。ちょっとわからないから確認するんですけど、今日の議案が6号から始まっていますが、これは前回の総会から議案がずっと続いてきているということなんですか。だから、ずっと年間、例えば、100とか、そういう議案になってくる可能性があるということですか。

事務局

議案番号の振り方についてのご質問でございます。議案番号につきましては、3年1期ということで、その改選のときにまた1号から振り直すということにしております。ですので、前回の4月1日の総会のとき、議案5号まで審議しております。今回6号ということで、最終的には何百号というところまで行く形になります。以上でございます。

5 番

わかりました。

議長

それでは、ほかにありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、質疑を打ち切ります。

第6号議案の農地移動適正化あっせん譲受等候補者について許可できる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員。それでは、あっせん登録名簿に記入をお願いいたします。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第7号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

事務局で内容を説明させていただきます。

受付番号332番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

5ページに農地の場所がついております。池田ですね。これは九星飲料の工場の近くでございます。中川原橋から北東側の農地2筆でございます。

それでは、また3ページに戻っていただきまして、受付番号333番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

8ページに農地の場所がついております。こちらは美咲が丘駅から北西に190メートルというところでございます。糸島環境開発の近くでございます。

続きまして、また3ページに戻っていただきまして、受付番号334番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農地の場所が10ページ。こちらが116番でございますが、これは平原橋のちょっと北側の農地になります。それと、12ページでございます。同じく平原橋からちょっと北にもうちょっと進んだところですね。480メートルぐらいのところということで、こちらが2筆、XXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXになっております。

済みません。また3ページに戻っていただきまして、受付番号335番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

場所は14ページでございます。こちらは鹿家の上公民館から北東に240メートルのところでございます。

続きまして、また3ページに戻っていただきまして、受付番号268番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

16ページに場所があります。こっちが735番のほうでございますが、三雲橋から南へ約330メートルのところ、瑞梅寺川沿いの農地でございます。それと、18ページでございます。こちらは有坂溜池から北東に180メートルのところでございます。

それと、こちらのほうはてんまつ書が出ている分でございます。77ページのほうにあっせん申し出のてんまつについてという報告の分がございますが、こちらの一番上の分なんですけれども、こちらの申し出につきましては平成28年11月に総会において譲受候補者を選定しておりました。ただ、この譲受候補者に購入の意思がないということで今回新たな候補者を選定していただくということになります。

続きまして、304番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

場所は20ページです。こちらは怡土小の西側の農地になります。

こちら77ページにてんまつが出ております。こちらは平成30年3月の総会で譲受候補者を選定しておりましたが、こちら購入の意思がないということで新たな候補者の選定をお願いするものでございます。

続きまして、今度は4ページに移っていただいて、受付番号が327番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

21ページが農地の場所でございます。蔵持の新溜池の東側の農地でございます。

同じく77ページ、こちらもてんまつが出ておりまして、31年2月総会において譲受候補者を選定しておりました。こちら購入の意思がないということで新たな候補者を選定していただくものでございます。

以上の案件につきまして、あっせん委員及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。以上でございます。

議 長

それでは、あっせん委員と推進委員を指名いたします。

受付番号332番、あっせん委員を成吉隆義委員、井上孝治委員、推進委員を浅井修推進委員、有満義之推進委員、石丸昇推進委員。

受付番号333番、あっせん委員を丸山文子委員、三坂勝弥委員、推進委員を小林靖之推進委員、重富輝昭推進委員、清水節男推進委員。

334番、あっせん委員を中原誠也委員、井上孝治委員、推進委員を石井光則推進委員、井上靖彦推進委員、小川武臣推進委員、山下敏治推進委員。

335番、増田耕一郎委員、磯部絹代委員、推進委員を加茂頭彦推進委員、吉住圭樹推進委員。

268番、井上孝治委員、三苫幹治委員、推進委員を大原慎治推進委員、笠正則推進委員。

304番、井上孝治委員、三苫幹治委員、推進委員を大原慎治推進委員、笠正則推進委員。

327番、中原誠也委員、東司時隆委員、推進委員を石井光則推進委員、井上靖彦推進委員、小川武臣推進委員、山下敏治推進委員。

以上でお願いしたいと思っております。少し時間をとりますので、各委員さんと推進委員さんは一緒になって協議をお願いいたします。

ほかの方は暫時休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

再開します。

推進委員

済みません。あっせんの分で、推進委員の■■■■さんを外します。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、そのようにいたします。
それでは、譲受候補者の氏名をどうぞ。

推進委員

譲受候補者の氏名は■■■■さんと■■■■さんです。

議 長

それでは、続きまして受付番号333番をお願いいたします。

推進委員 荻浦の分ですが、譲受候補者として■■■■さんと■■■■さんの2名を挙げております。

議長 それでは、334番をお願いします。

推進委員 受付番号334番の譲受候補者は■■■■さんをお願いします。1名です。

議長 続きまして、335番の候補者をお願いいたします。

推進委員 335番の譲受候補者を■■■■さんと■■■■さんをお願いしたいと思います。

議長 それでは、てんまつが出ておりました268番をお願いいたします。

推進委員 受付番号268番の譲受候補者に■■■■さん、1名です。

議長 続きまして、304番の譲受候補者をお願いいたします。

推進委員 同じく304番、譲受候補者として上と同じで■■■■さんをお願いします。

議長 同じ方が2人ともということですか。

推進委員 そうです。

議長 続きまして、327番の譲受候補者をお願いします。

推進委員 受付番号327番の譲受候補者は■■■■さん、1名です。

議長 以上、譲受候補者が出ております。もう一度確認のために事務局より発表をお願いいたします。

事務局 それでは、確認をさせていただきます。

受付番号332番、あっせん委員を成吉隆義委員さんと井上孝治委員、推進委員を浅井修推進委員と有満義之推進委員、譲受候補者が■■■■さんと■■■■さん。

受付番号333番、あっせん委員を丸山文子委員と三坂勝弥委員、推

進委員を小林靖之推進委員、重富輝昭推進委員、清水節夫推進委員、譲受候補者が■■■■さんと■■■■さん。

受付番号334番、あっせん委員が中原誠也委員と井上孝治委員、推進委員が石井光則推進委員、井上靖彦推進委員、小川武臣推進委員、山下敏治推進委員、譲受候補者が■■■■さん。

受付番号335番、あっせん委員を増田耕一郎委員と磯部絹代委員、推進委員を加茂顕彦推進委員、吉住圭樹推進委員、譲受候補者が■■■■さんと■■■■さん。

受付番号268番、あっせん委員を井上孝治委員、三苫幹治委員、推進委員を大原慎治推進委員、笠正則推進委員、譲受候補者が■■■■さん。

受付番号304番、あっせん委員が井上孝治委員と三苫幹治委員、推進委員が大原慎治推進委員と笠正則推進委員、譲受候補者が■■■■さん。

続きまして、受付番号327番、あっせん委員が中原誠也委員と東司時隆委員、推進委員が石井光則推進委員、井上靖彦推進委員、小川武臣推進委員、山下敏治推進委員、譲受候補者が■■■■さんです。以上でございます。

議長

以上になっております。あっせんの成立に向けて頑張ってくださいますように、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、推進委員の皆様につきましてはここで退席をされても結構です。先ほど会長が言いましたように、もし、時間がございましたら、審議の内容等、質問、意見等も推進委員さんもできますので、時間がある方はいらっしゃっていただきたいと思います。退席される方はどうぞ。

(推進委員退席)

事務局

それでは、次の議事に進ませていただきます。
議案書の23ページをお願いいたします。
議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、ただいまより第8号議案「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ということで、番号1番、丸山文子委員お願いします。

6 番

6 番丸山文子です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

番号 1。

【議案書に基づき読み上げて提案】

番号 2 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

これは [] ですけども、今、 [] の分園ということで新しいとができるようになっておりますけど、その東側のほうの田んぼを食育というか、畑のほうに野菜をつくって教育の一環にしたいということで売買になっております。よろしくお願ひします。

議 長

続きまして、受付番号 3 番。これは松崎元委員が判を押しています。それで、内容等も中園委員はまだ知りませんので、事務局のほうより説明をお願いいたします。事務局のほうから 3 番、4 番、5 番までお願いいたします。

事務局

事務局の前村です。番号 3 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

続きまして、番号 4 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

続きまして、番号 5 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。

議 長

続きまして、受付番号 6 番、平野利延副会長。

副会長

受付番号 6 番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議 長

以上、3条で1番から6番、説明がありました。これにつきまして、質問、意見がありましたら、どうぞ。

事務局

3条の審査表の説明をさせていただきたいというふうに思います。22ページをお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、22ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審議していただくこととなります。この7つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないことになっております。

今回ですが、番号2番の分で左から2つ目の項目、農地所有適格法人以外の法人が権利を取得するかどうかというところで、こちら社会福祉法人ということで「はい」に該当します。もう一つが右から3つ目、農地の最低取得面積というものがございまして、それは50アールということで、50アールに達しないというところに「はい」がついております。これ2項目に「はい」がついておるんですけれども、下に書いてありますように、こちらはいずれも社会福祉法人、先ほどありましたように、保育所の体験農園ということで社会福祉事業に該当するというので、その用に供するものであるということで、いずれも不許可の例外という取り扱いになります。したがって、2番につきましては問題ないということになってまいります。

それ以外のものにつきましては全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では全ての申請について許可相当であると言えます。以上でございます。

事務局

申しわけありません。議案書24ページ、第3条申請の6番の XXXXXXXXXX様の経営面積につきまして印刷に誤りがありましたので、この場で訂正をお願いいたします。

経営面積なんですけれども、志摩初に持っていて79.9アールが経営面積です。自作地も79.9アール、借り受け、貸し付けはございませんので、こちらの表の「経」の横が79.9、自作が79.9、借り、貸しはゼロということで、変更のほうをお願いいたします。

議 長

以上、説明がありました。審査表についても問題ないということなんですけれども、質問、意見がありましたら、どうぞ。中原委員どうぞ。

4 番

4番中原です。わからないので質問したいんですけども、3番の二丈片山の方ですけど、譲渡人の方が二丈片山で、譲受人の方が糸島市新田ということで、地域がかなり離れている部分については問題ないのでしょうか。

議 長

事務局。

事務局

実は譲受人の■■■■さんですけども、二丈片山の■■■■さんと親子関係でございまして、経営の圃場のほうについては松末のほうになりますので、経営地が近いというところでの売買申請だということで伺っております。

4 番

はい。以上です。

議 長

ほかにありましたら。磯部委員どうぞ。

11番

11番磯部ですけど、ちょっとお伺いしますけど、5番の松末字中島■■■■、■■■■さんが売り主で■■■■さんが買われて、見に行ったら、売買代金があんまり高いけん、これは宅地としてのあれでしょうね。（「合わせて」と呼ぶ者あり）合わせてという、合わせん面積も転用面積も552平方メートルじゃないですか。今度も350平方メートルだから、畑の値段としてはちょっと高いな……。

議 長

そこいらわかったら、事務局どうぞ。

事務局

そのところまでは聞いておらず、転用申請地の552平米と合わせてという部分でしか聞いておりませんので、こちらの農地の分が宅地価格と同等かというところにつきましてはわかりかねるということでお答えさせていただきます。

11番

いや、費用が余り開きがあったら云々とちょっと今日聞いたからね。どうかなと思ったけど、あれは宅地分も言っとったらから、多分その値段やろうな……、はい、わかりました。

議 長

多分宅地分と一緒に売買してあるかと思われま。

ほかにありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら、質疑を打ち切ります。
農地法第3条につきまして許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ということで許可といたします。

議 長 続きまして、次の案件に移ります。事務局。

事務局 議案書の26ページをお願いいたします。
議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、
ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、暫定調査部会ということでまだ調査部会が発足しておりません
でしたので、暫定調査部会ということで残った者で見えております。その
報告を増田委員のほうよりよろしくをお願いいたします。

10番 よろしくお願ひします。今さっき磯部委員から質問がありました受付番
号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

現在住んであるところが堤の上で裏が山なんですよ。土砂災害警戒区
域になっていますので、今、XXXXXXXXXXさんの土地を借って息子さんが農家
住宅を建てていまして、追々そこに一緒に住むということでお聞きしてい
ます。

あわせて別冊の調査説明資料になっております。

場所は29ページに地図が載っております。申請地は国道202号線
片山のバス停から200メートルほど北側の農地で、今ブロッコリーが作
付されております。

申請者は現在、住宅は同じ集落内にある土砂災害警戒区域の付近であ
るため、申請地に農家住宅を建設する計画です。

また、農地区分はその他農地に該当し、問題はありません。また、関
係各課の意見も支障となる意見がないことから、暫定調査部会では許可相
当と判断しております。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

申請地はJR一貴山駅から130メートルほど北西側の田んぼです。申請者の事務所の隣接地に店舗兼共同住宅を建設する計画です。

農地区分は第3種農地に該当し、問題はありません。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、暫定調査部会では許可相当と判断しております。

続きまして、受付番号3。

【議案書に基づき読み上げて報告】

あわせて現地調査資料の5ページと6ページをごらんください。

申請地は野北の矢田溜池の左側の農地です。既存の[]を拡張する申請です。

農地区分はその他農地に該当し、問題はありません。また、関係各課の意見については都市計画法の許可が必要なことから、現在、申請中であり、許可見込みであります。

なお、本件は志摩町時代から無断で転用されたもので、県と指導してきた案件です。現状が[]であり、施設を撤去し、農地に戻すことが難しいことから、必要な手続をとるよう指導した経過があります。

このような経過を踏まえ、議論した結果、暫定調査部会では許可相当と判断しました。以上、報告を終わります。

議長

ただいま5条の申請内容を言っていました。

まず、この番号3番につきまして、これは志摩町時代から無断転用で使われておりました、その経緯等々を平野副会長が知っておりますので、ちょっとそこいらの内容を皆さんに報告を願いたいと思います。

副会長

3番平野ですが、この内容を初めから話しよりや、えらい長くなるので要点だけを話したいと思いますが、まず、[]が吉田へ来ましたとが今から十五、六年ぐらい前になるとかな、吉田の1カ所が競売で出たとその[]さんがそこを競売で落とされて、たまたま吉田の中心地だったために、吉田全体でみんなが反対しているいろいろあったんですが、どうしても競売やけんしょうがないということで、この[]さんと一応吉田と話し合いましたから、ちょっとして[]にされるところを見つけましてから交換していただいて今のところに来ております。それからずっとやったところ

でしよったとが、途中で経営破産のごたふうになったということで、そこは競売にかかりまして、別の人から取られまして、ばってん、XXXXXXXXXXをする権利だけはやらんで、その場所はとられてから。だけん、そのときに今の下にある田を新規就農という形で買ってあったところに仮といひかな、そういうふうな形で現状になったとです。これが違反ですたい。ばってん、仮といひということでその当時はちょっとよかったっちゃろうばってん。そこでいま言ったような内容になりましてから、申請をぴしゃっとせにゃいかんといひということで手続を踏んで今の現状といひことになっております。以上です。まだ深いことはいっぱいあるばってん。

議 長

ありがとうございました。

それでは、ここで審査項目について事務局よりお願いいたします。

事務局

5条の審査表の説明でございます。25ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、この25ページに載せております一般基準と言われる基準と、それと、先ほどの議案、26ページ以降の一番右側に立地条件というのがありますけれども、この2つの基準によりまして許可の可否を審議していただくといひことになってまいります。

まず、25ページの一般基準ですが、全て「適当」、「該当なし」、または「見込有り」といひことで、全ての申請について問題がない状況です。

それと、立地条件のところですね。立地基準につきましては、先ほども説明があつておりましたが、1番がその他農地、2番が第3種農地、3番がその他農地といひことでして、立地基準につきましても転用が可能な基準といひことで、書類上の判断では全ての申請につきまして許可相当であるといひえます。以上でございます。

議 長

ただいま審査報告もありました。何か質問、意見がありましたら受けます。どうぞ。東司委員。

16番

16番東司です。受付番号2番の1から3番ですけれども、あそこは今度転用で店とか社員の社宅みたいにするとのことですが、見に行つた結果、排水路、用水路がありまして、そこいらの取り扱いといひのはその後にはっきりしたんでしょうか。（発言する者あり）

議 長

事務局どうぞ。

事務局

こちらの計画で、当然、水路がU字溝あるんですけども、造成計画と

しまして、水路の前にブロック積み4段ですけれども、ブロック積みをして土砂が流れないような計画ということにはなっております。水利承諾につきましてはこの内容で無条件承諾というところがついている状況です。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

16番 はい。

議 長 ほかにありましたら、どうぞ。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、質疑を打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

農地法第5条につきまして番号1番から3番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ということで許可相当と判断いたします。

1時間半程度過ぎましたので、ここで15分休憩に入りたいと思います。3時15分から再開します。

(休 憩)

議 長 再開します。

議 長 それでは、審議に入りたいと思います。

事務局 議案書の49ページをお願いいたします。

議案第10号「農地改良届出について」、ご審議をお願いいたします。また、監督委員の選任をお願いいたします。

議 長 それでは、農地改良届について暫定調査部会より報告をお願いいたします。

10番

議案第10号「農地改良届出について」。
届け出番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

現地説明資料が7ページと8ページになっております。

審査結果です。申請地は国道202号線二丈武交差点から140メートルほど南東側の農地です。排水不良改善のため98センチ造成する計画です。

現地調査は、北側に水路があり、それを埋める計画であることがわかったため、再度水利委員に確認するよう依頼しました。その結果、使っていない水路なので埋めてよいと水利委員の承諾をもらったとの報告がありました。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、暫定調査部会では受理相当と判断しています。以上、報告を終わります。

議長

今、報告がありました。これにつきまして、質問、意見がある方はお願いいたします。ありませんでしょうか。井上孝治委員。

19番

19番井上です。暫定部会で現地を見たときに、契約書もそうなんですが、造成高98センチは全体じゃなくて一部の埋め上げになっておりますが、大体排水不良で埋めるということになると、用地全体を埋めるのが普通だと思いますが、その後、何か進展がありましたでしょうか。

議長

事務局、お願いいたします。

事務局

こちらの分につきましては、今回、一部の申請が出ております。申請代理人のほうに伺ってみたところ、今回取り急ぎ届出地の分を造成して対応したいということですが、全体3,000平米を超えますので、こちらの分についても計画をする場合はというところで話が出ております。恐らく全体的な埋め上げを考えてあるのであればということで、一時転用の許可申請をご案内しているところです。ただ、造成時期的には8月ないし9月ということでも聞いていますので、今回、農地改良部分につきまして取り急ぎ着手したいんだというところで伺っております。以上です。

議長

よろしいでしょうか。

19番

はい。

議長

ほかにありましたら、どうぞ。松尾委員。

- 14番 14番松尾です。ちょっと初歩的な質問かもしれませんが。済みません。こっちのほうには地目のところが田となっているんですが、こっちのほうには畑と、こうした説明資料で書いてあるのは畑となっていますが。
- 事務局 確認いたします。申しわけありません。
- 事務局 済みません。こちら登記簿を確認したところ、地目のほうは田でございます。写真のほうに書いている畑970平米というところの写真の部分が畑ではなく、田ということで訂正のほうをお願いいたします。誤っておりました。申しわけございません。
- 議長 ほかにありましたら。
- (質問、意見なし)
- 議長 なかったら、採決に移ります。
農地改良届につきまして受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員ということで受理相当といたします。
監督委員を田中正一委員お願いいたします。
- 17番 はい、わかりました。
- 議長 そして、取扱業者が[REDACTED]ということで、こことかもしかしたら山の土が入るかもしれませんので、土地改良は真砂土できれいな土ということですので、石とか何とか入らないように気をつけて見とってください。（「ちょっと質問いいですか」と呼ぶ者あり）
- 17番 17番田中です。98センチということで、これの確認の必要があるんですか。
- 議長 そこまではかって……。大体で確認お願いします。
- 17番 はい、わかりました。

議 長	<p>1メートルを超えたら、農地改良届出上はだめですよと、一時転用になりますということで伝えとってください。</p>
議 長	<p>次の議案に移ります。事務局。</p>
事務局	<p>議案書の53ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号「農地改良届出監督委員変更について」、ご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局で説明をさせていただきます。</p> <p>平成31年3月31日をもって糸島市農業委員の任期が満了しまして、4月1日から新しい体制になっております。このことに伴いまして、別紙農地改良届出監督委員について、新たな監督委員の選定をお願いするものでございます。</p> <p>次のページ、54、55ですね、こちらのほうにこれまで受理の決定をしておいて、さらに工期がまだ来ていない、工期が未到来の届け出の一覧表をつけております。受理の決定とあわせまして、先ほどのように監督委員の選任を行ってございましたけれども、この3件につきまして新体制での新たな監督委員の選任をお願いするものでございます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、監督委員の変更ということで、前のときも地元の農業委員さんが監督委員となっておられましたので、地元の監督委員さんでしていただきたいと思います。</p> <p>届け出番号1番につきまして野北は宗委員でお願いします。</p> <p>そして、届け出番号2番は桜井ですので、原田委員。</p> <p>それから、届け出番号3番につきましては二丈松末ですので、中園委員をお願いいたします。</p> <p>これにつきまして何か質問がありましたら、お聞きします。よろしいですか。</p>
事務局	<p>何をするとかいなというご質問があったと思われまして……。</p>
事務局	<p>監督委員ということで、農地改良届が完了となりますと、現地の確認もお願いしているところですが、最終的に完了届という様式に押印いただいて農地改良届出人のほうで農業委員会事務局に持ってくるということでございますので、先ほどもありましたように、大きな石とかが入っていないかどうかも含めて、現地で完了しているものということで現地のほ</p>

うに足を運んでいただいた後に、完了届のほうに押印いただくということになります。以上でございます。

議 長

よろしいでしょうか。じゃあ、採決をとってくださいということですので、ただいま言いました監督委員さんでよろしいでしょうか。

(全員挙手)

議 長

全員ということで、よろしく願いいたします。

議 長

次の議案に移ります。

事務局

議案書の56ページをお願いいたします。

議案第12号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

非農地証明願ということで暫定調査部会より報告をお願いいたします。

10番

議案第12号「非農地証明願について」、報告します。
番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

58ページの地図をお願いします。あわせて現地調査説明資料の9ページと10ページもお願いします。

申請地は一貴山仁王門から1キロほど南西側に上ったところがありました。現地は1筆が2枚に分かれ、かなりの高低差のある農地でした。低いほうの農地はそば店の庭の一部となっていました。高いほうには植木が植えられ、農地として使用されていました。全体が非農地化していないことから、暫定調査部会では非認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

60ページに地図があります。あわせて現地調査資料が11ページと12ページです。

申請地は二丈浜玉道路吉井インターから180メートルほど西側の畑です。現地は竹や雑木が生い茂り山林化しており、農地への復元は困難と認められました。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、暫定調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

上と下は一緒のところですが。現地調査説明資料は15ページと16ページ。申請地は3番の隣の畑です。現地は竹が生い茂り竹林化しており、農地への復元は困難と認められました。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、暫定調査部会では認定相当と判断しています。

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

地図は66ページの地図をお願いします。合わせて現地調査説明資料は17ページと18ページをお願いします。

申請地は野北の矢田溜池の西側にありました。現地は傾斜地であり、農地への復元は困難と認められました。また、関係各課の意見も支障となる意見がないことから、暫定調査部会では認定相当と判断しています。

以上、報告を終わります。

議長

ただいま暫定調査部会より説明がありました。番号1番から5番につきまして、意見、質問がありましたら、どうぞ。井上委員。

19番

19番井上です。1番から4番の二丈地区の件についてお伺いいたします。各課の意見で都市計画のほうで線引きがしていないということで、以前から二丈地区はよく線引きはしていないからと聞いておりましたが、1市2町の時代ならともかく、合併して10年もなろうかという時がたっておる中で、一つの自治体としてこういうふうな地域によって法律と申しますか、それが違うということはいいと申すかいな。（「意見言っていないですか」と呼ぶ者あり）

議 長

磯部委員。

11番

二丈の立場から申し上げます。糸島市といっぺくくりにする行政というのは昔の行政です。今はその地区、地区に当てはまったものをしていく状態ですから、じゃ、糸島市になったから、そういう開発とか一気に全部同じ規制をかけないといけないかということについては私は反対です。

議 長

それでは、事務局どうぞ。

事務局

以前聞いていたのは、二丈地域の線引きの予定はないというのは聞いております。要は役所のほうで法に基づいてやっておりますので、そのことが1市2町の中で一部未線引きのところは法に触れるのかと言われれば、そういうことではないと思います。以上です。

議 長

よろしいでしょうか。

ほかに意見、質問がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

番号1番だけ非認定ということで、1番だけがこれは認定できませんよということで暫定調査部会はしております。

11番

今のことを本人に報告させていただきたいと思います。

議 長

それで、ちょっとこれ採決をとります。

それじゃ、これで非認定と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということで1番は非認定となりました。

続きまして、番号2番から5番につきまして認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということで認定相当と判断いたします。

議 長 続きまして、次の議案をどうぞ。事務局。

事務局 議案書の68ページをお願いいたします。
議案第13号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。
担当の農業振興課のほうの説明いたします。

議 長 それでは、農業振興課説明をお願いいたします。

農業振興課 農業振興課で認定農業者の関係、それから新規就農者、それから農業振興地域の関係の事務を担当しております笹川と申します。よろしく願いいたします。
認定農業者の認定に関する議案について座ってご説明をさせていただきたいと思っております。
ページのほうは69ページですね。農業経営改善計画の新規認定申請者の一覧表ということでございますけれども、今回、新規で認定農業者の申請をされておりますのが■■■■さん、年齢は38歳、東でイチゴをメインに経営をしております。
農業経営改善計画の中で今後5年間で施設野菜イチゴを28アールから30アールに規模拡大をされ、水稲については、済みません、資料のほう若干訂正がございます。
最初本人のご計画として水稲を25アールから100アールに拡大をしたいということでございましたけれども、水稲のほうは25アールの現状維持という形で計画を見直されています。と申しますのは、農業経営改善計画の提出をいただきました後に、市のほうであったり、普及センターのほうで本人からヒアリングをしてアドバイスをさせていただいたりする場の中で、水稲については追加で機械設備の投資がそんなに必要ない範囲でできるのがどうかということで本人とお話をしましたところ、そういった形で改善を考えていきたいということでしたので、水稲については25アールを維持という形の計画となっています。
それから、露地野菜、夏野菜を今1アールのみつくられていますけれども、そこを少しふやされて8アールの計画となっています。
年間目標の農業従事日数としては300日、2,500時間、それから、営農類型としては施設野菜プラス水稲という形となっています。
現在、施設野菜イチゴを経営されている農業者でございますけれども、申請者は平成25年4月に新規に就農をされて現在の経営に至っております。

計画では、こちら水稻はもう現状維持ですので、イチゴの作付面積を拡大することで所得向上を目指される計画となっています。また、雇用を利用することで労働力の確保にも努めていきたいという計画であり、経営改善に向けた内容となっていると考えております。

なお、こちらの申請者については平成25年から平成30年まで認定新規就農者であり、青年就農給付金、現在で申しますところ、農業次世代人材投資資金の対象者となっております。

実際の農業経営改善計画認定申請書については70ページ、71ページのとおりでとなっております。説明については以上です。

議長 ただいま農業振興課のほうより説明がありました。こちらにつきまして何か意見、質問がありましたら、どうぞ。

ないようですが、東司委員、こちらはイチゴが主体だと思うんですけど、生産量が1.2キロとは何か、これぐらいのもんですか。

16番 大体反当でいったら、平均4トンぐらいはとらな。

議長 ですよ。そんなに少なく、この543万円ももうけられたんですか。何かこれはおかしいなと思って。（発言する者あり）

事務局 合わせて12トンということですね。

議長 それならわかる。1トン200って、えらい少ないなと思って。（発言する者あり）はい、わかりました。

ほかに何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

（質問、意見なし）

議長 なかったら、問題ないと思われる方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 問題ないということでよろしくをお願いいたします。

議長 次の案件に移ります。

事務局 議案書の72ページをお願いいたします。

議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」について、ご審議をお願いいたします。

これは何のことかいなと思われるかもしれませんが、農地中間管理事業の売買事業ということで、福岡県では福岡県農業振興推進機構というのがこの農地中間管理機構ということになっております。売り手からこの中間管理機構が一旦買い取って、それを地域の担い手に売るというような売買事業になっております。その案件についての承認ということでございます。

内容を読ませていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

なお、この番号3番につきましては78ページをごらんいただきたいと思っております。こちらはあつせん、こちらのほうの申し込みがあつておりました。平成31年2月の総会で議受候補者を選定しておりましたが、今回、取り下げられております。と申しますのが、この中間管理機構による売買事業、こちらのほうに変更するというので取り下げがなされております。今回、こういう計画での承認が出ておるということでございます。以上でございます。

議 長 以上、農地利用集積計画ということで出ております。何かご質問がありましたら、どうぞ。中園委員。

5 番 5番中園です。ちょっとわからないので、確認ですけど、売買価格というのは本人の申請か何かですか。

議 長 事務局。

事務局 売買価格につきましては本人の申請というところで、ちょっと1番につきましては、土地改良事業をやっておって償還金の部分があるのでちょっと下げておりますという内容を伺っております。

ご質問のとおり、売買価格につきましてはご本人の希望で、内容的には地元の農業委員、ここで言いますと、元小金丸委員のほうにこの価格は適当であるかどうかという確認をした上でこの価格となっておりますということでございます。以上です。

議 長 ほかにありましたら。

(質問、意見なし)

議 長	<p>なかつたら、採決に移ります。 農地利用集積計画に承認できます方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員承認ということでよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>次の議案に移ります。事務局。</p>
事務局	<p>議案書の74ページをお願いいたします。 議案第15号「糸島市住宅に付属する農地の指定申請について」、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、暫定調査部会より説明をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第15号「住宅に付属する農地指定申請について」。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて説明】</p> <p>75ページの地図をお願いします。あわせて現地調査説明資料の19ページと20ページもお願いします。</p> <p>申請地は東第1公園から150メートルほど西側の畑で、遊休農地になっていました。東側の842番1に住宅があり、現在は空き家になっています。いずれも農家で住宅と隣接した農地であり、ほかの農業者が耕作することは難しく、住宅の取得者が耕作することは適当であると考えられることから、暫定調査部会では住宅に付属する農地として指定することが相当と判断しています。以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま農地に付属する農地指定申請ということで説明がありました。これにつきまして、質問、意見がありましたら、どうぞ。</p>
事務局	<p>住宅に付属する農地の指定申請ということで、昨日、新任の委員さんたちには研修会ということでご説明差し上げているとは思いますが、農地を農地として取得する場合、5反要件というものがあまして、それに満たないと、許可がおりないというものでございますが、最近は農業集落でも住宅の売買とか空き家が出てきているということで、そういった住宅につ</p>

きましては横に畑とかがついておってというケースも多うございます。ただ、この制度を始める前までは、住宅は売り買いできるけれども、その横の畑については5反以上を満たさないということで売買できないということになりまして、結局、もともと住んでいる住人は遠方に引っ越すと、新しく入ってきた方についてはその横の農地については取得できないため、耕作放棄地化していくという実情がありましたものですから、昨年、農業委員会のほうで1年ほど論議を重ねまして、こういう制度をつくっております。

一応審査表ということで73ページにつけております。幾つか要件をつくっております、それに適合すれば、オーケーだよというふうな形にしております。73ページです。

まず、1点目が住宅の所有者と農地の所有者が原則として同一ということでございます。こちらのほう、住宅の所有者、74ページにございますが、こちらが■■■■さん、それと、農地の所有者も■■■■さんということで、こちらは適合しておるということです。

それと、所有権移転登記の際に支障となる所有権移転の仮登記や賃貸借権、地上権等が登記のほうで設定されていないかという部分につきましては、登記簿をとっております、それで確認してございませんでした。

それと、農地中間管理機構へ利用権が設定されていないかということで、こちらも設定をされていないということです。

それと、4番ですね。原則として、住宅の所在地と同一の大字内である農地であることということで、どちらも大字東のほうですので、これも適合しておる。

5番が原則として20アール以内の農地であるということで、2筆合わせて798平米ですので、こちらも適合しておると。

それと、農地の全部、又は一部が遊休農地であるということですが、写真についておりますように、全体が遊休農地であるということでございます。

それと、住宅の権利移動に伴い、農地も権利移動させるのが適当な農地であるかということで、先ほど部会報告がありましたように、もう住宅のすぐ裏の農地ということ、それと、もう一筆につきましては同じようにすぐ横の農地であるとともに、非常に狭い農地であるということで、近隣の農家の方が借りて耕作をするというのがなかなか見込めない農地であるというふうに部会のほうで判断しております。そうなりますと、この住宅を購入していただいた方に3条許可を出しまして、その方が耕作していただくのが農地として活用できるというふうに判断をしておるところでございます。

したがって、適合ということで、審査表上ではオーケーだということの結論です。以上です。

議 長 　　ただいま調査部会と事務局のほうより説明がありました。これにつきまして、質問、意見がありましたら、どうぞ。

（質問、意見なし）

議 長 　　ないようですので、採決に入ります。
住宅に付属する農地指定をしてもいいと思われる方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 　　全員ということで指定をさせていただきます。

議 長 　　続きまして、はい、どうぞ。

事務局 　　議案のほうは終わりましたので、報告のほうに参りたいと思います。
報告につきましては、まず、77ページにつきまして、あっせん申し出のてんまつということですが、これは先ほどのあっせんの案件のところでご説明差し上げましたので、省略させていただきます。

続きまして、78ページですね。こちらのほうにつきましても推進機構の売買事業、そちらのほうで報告をさせていただきましたので、こちらでも省略させていただいて、農地対策A班の現地調査報告ということで、昨年の3月に農地対策委員会A班を行っております。その後、改選ということで、通常は農地対策委員会の各委員長さんのほうにご報告をいただいておりますが、今回は事務局のほうで報告をさせていただきたいと思いません。

事務局 　　事務局前村です。先月、3月19日に4カ所現地調査を行っております。農地対策A班ということ、A班、B班で違反転用等のパトロールを行っておりますが、今回A班の現地調査報告ということでさせていただきます。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

現地の状況ということで、この分につきましては31年3月11日に
■■■■■■■■■■さんのほうから、ここの現地の道路を汚しているのが■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ということ言われているけれども、自分ではないと、こちらの■■■■■■■■■■

さんがやっている[]さんのほうではないかというところで、そもそもが県道を汚しているのが、[]ではないというところで農業委員会のほうに回ってきましたので、うちのほうも農地のほうから土を出入りしているんだというところで依頼が来まして現地調査を行っておるところです。

3月19日に現地調査をしまして、確かにT字路の交差点のところに県道の汚れが見られております。ダンプも大型のトラックであったり、小型のトラックであったり、行き来があつたんですけれども、そのトラックの進入方向を見ていきますと、桜井のミカン山のほうなんですけれども、どうも30年に入ってそちらのほうに出入りしているところではないかというところで現地のほうを見てみますと、奥のほうにユンボ、機械のほうが据えてあつたから、ここで間違いないだろうというところで、こちらの土の出どころが農地ではないところから出ておるところを確認しておるところで確認してきています。

なお、この件につきましては、県土整備事務所とか、うちの先である県の水田農業振興課のほうに報告をしているところでございます。

1番については以上です。

次、ページをめくっていただきまして2番ですけれども、場所が本と東にまたがっております。

【議案書に基づき読み上げて報告】

こちらの現地調査の経過といたしましては記入しておりますが、まず、この土地につきましては平成18年9月5日に[]さんのほうが農地法5条、駐車場目的で取得した農地でございます。ただ、この農地転用許可後、着手をしようとしたところ、現地から産業廃棄物等が問題となりまして、もとの地権者とトラブルがあつたということで伺っております。最終的に許可を取得した11年後に[]さんのほうが着手というところでダンプ等が入り込んでおつたんですけれども、地元の行政区のほうから何でこういうダンプの出入りが今ごろしようとかいなというところもございましたので、農地対策で現地を見に行つたということです。

現地調査をしたところ、確かにダンプの出入りがあつたので、現場の人に聞いてみますと、[]ではなくて、[]さんというところであつたので、どういうことだということで話を持ち帰りましてしております。この分につきましては、じゃ、その[]が使っているのか、どういう指導をするのかという問題が出てきますので、こちらにつきましては農地転用の許可権者が県でございますので、農地転用の許可は取得しているけれども、許可どおりに現地が駐車場となっていない状況と、いわ

ゆる農地なのか、農地以外のものなのかと、許可が完了していない状況で宙に浮いた状況でございましたので、どういう指導が適当なのかというところで県のほうにどういう指導方針がいいんだろうかと、まずは相談を決めてから、■■■■さんのほうに指導をするということで、実際、農地転用許可をとってやっている行為だから正当じゃないかという考え方もあれば、農地転用許可をとってそのまま着手をしないで別の用途に使ってしまう、農地法許可違反、いわゆる別の手続が要るのではないかというところの指導という考えもあって、どういう指導が適当かというところで、今、県のほうに相談しておりますが、県のほうも同じく計画変更を出していただければいいのではないかということによってありますけれども、実際、現地は2ヘクタールありまして、そのうちの3反、4反ぐらいが別の業者が仮置き場として借りてあって、かつ2カ月間という短期間でございますので、県が言うところの計画変更申請という内容にはそぐわないものでありますので、県のほうから指導はできるということで聞きましたので、今後、■■■■さんのほうに事情のほうを聞いていきたいと、それをもとに指導の方向性を決めていくということで農地対策委員会での結果となっております。

続きます、3番ですけれども、志摩小金丸字中ノ坪■■■■ほか4筆です。こちらにつきましては所有者、利用者ともに■■■■さんで、新規就農後の営農定着確認ということで現地のほうを回っております。

この方につきましては30年10月に就農されておまして、作付計画として施設でニラと露地で大根ほかというところで多品目野菜を計画してあるということでした。

こちらの分については現地のほうを見ますと、ハウスがある部分につきましてはニラを作付してありまして、露地部分につきましては耕起の段階、いわゆる作付準備中ということで、収穫後でございましたので、露地には作物の内容までは確認できませんでしたが、耕起、作付準備をされておって適正に管理されている農地だということで確認しております。

4番ですけれども、場所につきましては本字柏木■■■■ほかでございます。面積につきましては6,303平米、地目は田です。所有者につきましては誤っておりまして、土地の所有者につきましては■■■■さんほかとなりまして、使用者が■■■■さんです。使用者の■■■■さんにつきましては新規就農ということで現地のほうを見ております。作付計画としてニンジン、オクラ、多品目野菜で計画してありました。今回、現地を見に行ったところ、ニンニクの作付とか、また、マルチを張ったり、作付準備と適正に営農定着をしているのではないかと、問題がないというところで確認しているところです。以上、報告を終わります。

続きまして、その他の82ページでございます。農業経営改善計画認定申請者一覧表ということで、要は認定農家の認定を受けられた一覧表ということで、これは3月認定分になっております。

先ほども改善計画の意見を求めるというふうな案件を農業振興課が説明しましたが、基本的に農業委員会にこういうふうに議案を出して意見を求めるケースというのは新規の認定の場合でございます、ここにありますように、更新、再認定となっておりますけれども、このケースの場合はもう農業委員会の意見は現在は求められていないところでございます。この3月認定分ということで全て再認定という部分でございます。地域での活動に必要な場合があると思いますので、毎月認定された分につきましては資料としておつけしております。内容はご説明いたしません。以上です。

続きまして、今後の予定ということで確認をさせていただきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。そのこの予定というところをごらんください。

まず、第3回総会が5月10日13時半から、11、12号会議室、ここでございます。

その下、農政対策委員会、4月18日木曜日13時半から、新館4階3号会議室でございます。

右側に移りまして、農地対策委員会A班、4月23日火曜日13時半から、新館4階2号会議室でございます。

その下、山口県の周防大島町農業委員会視察が参ります。こちらの視察対応につきましては三役と事務局のほうで対応させていただいております。この日につきましては、新体制において最初の視察ということでございますので、三役全員で対応をしようということで会長と協議をしましたので、済みませんが、三役の方はご予約をお願いいたします。

以上でございます。

続いてよろしいでしょうか。6番のその他というところでございます。今回、4月から農業委員会事務局が農業振興課と一緒にいるということで電話番号が変わっております、332-2087になっております。前は332-2090じゃなかったかなと思います。今2090にかけても電話がつかない状態です、なおかつこの332-2087に電話をしますと、農業振興課ですと言われると思いますが、それから農業委員会の誰々に回してくれとか、農業委員会に回してくれということで言ってもらえれば、回りますので、よろしく願います。

あとはその他ということで、農業委員さんの方で名刺、農業委員誰々とかという名刺が必要な方がいらっしゃれば、事務局のほうで作成をします。ちょっと今お一人つくってくれという方がいらっしゃいますが、必要

な方については事務局のほうに申し出ていただければ、パソコンの手づくりの分ですけれども、つくらせていただきますので、事務局のほうへお声かけください。以上でございます。

事務局

前村です。今日、ほかに資料としてお配りしておるものが3つございます。

まず1つは、活動記録簿についてというところと、農業委員さん、推進委員さんの名簿というところと、もう一つ、この黄色い封筒の中に入れているものがございます。1つずつ説明させていただきます。

まず、活動記録簿についてということで、前回と若干様式を変えております。記入例と白紙の分をつけておりますけれども、若干様式を変えておまして、この農業委員さん、推進委員さん、この統一した様式で月の活動記録簿を出していただきたいということで今日お渡ししております。左上から何月分というところと、中央部の農業委員、推進委員さんのいずれかに丸を囲んでいただいて氏名を書いていただく。こちら会議等への出席とか、農地転用等とかという項目にありますけれども、活動をいただいた分につきましては何日に活動したというところと丸をつけていただくということで活動記録簿のほうを提出いただきます。活動記録簿につきましては毎月総会時にご提出をいただいておりますので、10日ぐらいが期限になってくるかと思えます。この分につきましてはお支払いの関係等もございますので、期限は10日、総会時というところで考えていただければと思えます。活動記録簿につきましては以上でございます。

続きまして、今からまた配りますけれども、今お手元に3種類の名簿を配っているかと思えます。この分、訂正がないかというところでお返ししておりましたが、早速訂正がございましたので、その分を修正したものを今からお配りしたいと思えますので、改めてまた確認いただければと思っております。今からこの分についてはお配りいたしますので、また確認のほうをお願いいたします。三坂委員の携帯電話の番号が間違っていたり、引津の推進委員さんの住所のほうの誤りがございましたので、これを訂正した分を今からお配りしたいと思えます。

4 番

ちょっといいですか。この活動記録簿で推進委員は7日までに農業委員に提出ということですが、推進委員のほうはわかっとうですか。

事務局

推進委員のほうも1日に集まっていたいて、そのときに活動記録簿がありますという部分についてはご承知いただいております。また改めて周知のほうをさせていただきますけれども、こういう活動記録簿と。この様式は今回初めてですけれども、提出いただく分についてはわかっているかと思われま。

4 番

じゃ、持ってくるということですか。

事務局

農業委員さんのほうが預かって出していただくと。

事務局

これまではやっぱり出ないときは農業委員さんが出してくれということで連絡をとっていただいていることが多いと思います。

19番

今度は認め印は要らんとですか。（発言する者あり）

事務局

活動記録簿につきましてははまたもう一遍確認をとって、以前、印鑑をついていたりしていたんですね。この分ちょっともう一度確認させていただきたいと思います。

次に、最後、こちらの黄色い封筒につきましては、あっせん譲受等候補者名簿のほうを、各校区のみ分ですけれども、お配りしております。この分につきましてはもう一度内容の精査をいたしまして、ちょっと様式を変えたところで改めて5月の総会時点でお配りしたいと思っております。昨日、新任農業委員さん研修のときにも今日お渡しするようなお話もしておりましたし、お渡しする中で確認してみますと、修正等が出てくるんじゃないかなと思って、もう一度精査したいと思っております。以上、こちら渡しておりますけれども、また5月の10日の総会で新しい再確認した名簿をお渡ししたいと思います。それと、さっきの1ページの予定に調査部会が入っていないというご指摘を受けましたので、調査部会につきましては4月25日の予定です。第1調査部会ということで、時間は今のところ10時で予定をしておいていただいて、調査部会につきましては申請件数によりまして午後からやったりとか、あるいは9時からやったりとか、ちょっと時間が変わってまいりますので、それはまたファクスのほうでお知らせをしたいと思います。

ですので、4月につきましては農政対策委員会と農地対策委員会のA班と、それと、4月25日に第1調査部会ということで開催がされます。所属されている方につきましては予定のほうをお願いしたいと思います。以上でございます。（「場所は」と呼ぶ者あり）ちょっとこの場ではわからないので、済みませんが、ファクスさせていただきます。

副会長

今日は新規が入った最初の総会ということでご苦労さんでした。慎重審議していただきまして無事終わりました。これをもちまして第2回糸島市農業委員会総会を終わります。

平成31年4月10日

議 長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

10番 増 田 耕一郎

17番 田 中 正 一